

災害時等における車両の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び有限会社ファン（以下「丙」という。）は、災害時等の車両の提供等の協力をするることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市又は調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、丙の所有する車両を、避難者、職員及び物資の運送及び避難施設として利用することにより、災害時の対応を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、災害時等において対応の必要があると判断したときは、丙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- （1）丙が手配する車両により避難者、職員及び物資を甲又は乙が指定する避難所等に運送すること。
- （2）丙が手配する車両を避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 丙は、前条の規定により協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲及び乙は、丙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 丙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じて、第3条に規定する協力を実施する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者をあらかじめ定め、文書により相互に通知するものとする。

- 2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

(災害時の情報提供)

第7条 甲、乙及び丙は、災害時の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(報告)

第8条 丙は、第5条第2項に規定する協力を実施したときは、当該協力の終了後速やかに災害対策協力報告書(第2号様式)により甲又は乙へ報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 甲又は乙の協力要請により発生した丙の経費は、甲又は乙の負担とする。

2 前項の経費の算定は、要請の直前における適正価格を基準として、前条に規定する報告に基づき、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲又は乙は、丙から請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、丙に対してその損害を賠償する。

2 丙は、協力業務の実施中に丙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 甲又は乙は、第3条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効の期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に関し、この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、
甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印
の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月8日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長友 貴樹



丙 東京都調布市若葉町三丁目23番地6

有限会社ファン

代表取締役 杉山 直

